

○生活訓練サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (776単位) (3) 定員21人以上40人以下 (853単位) (3) 定員41人以上60人以下 (859単位) (4) 定員61人以上80人以下 (833単位) (5) 定員81人以上 (999単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×95/100	×99/100	×99/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (265単位) (2) 1時間以上 (608単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (779単位)													
ホ 共生型生活訓練サービス費 (690単位)														
ヘ 基礎該当生活訓練サービス費 (690単位)														
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき8単位を加算)													
ピアサポート実施加算	(1月につき100単位を加算)													
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき81単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき81単位を加算)													
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)													
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)													
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)													
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき62単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき123単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)													
個別計画訓練支援加算	イ 個別計画訓練支援加算(Ⅰ) (1日につき47単位を加算) ロ 個別計画訓練支援加算(Ⅱ) (1日につき19単位を加算)													
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)													
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)													
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)													
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)													
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき18単位を加算)													
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (外週につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (外週につき10単位を加算)													
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)													
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)													
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき44単位を加算) ハ 定員41人以上80人以下 (1日につき13単位を加算) ニ 定員81人以上80人以下 (1日につき9単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)													
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×138/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×134/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×98/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×94/1,000)													
注	注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く													
注	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×125/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×99/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×81/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×107/1,000) (1)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) (2)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) (3)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×89/1,000) (4)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×85/1,000) (5)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×89/1,000) (6)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) (7)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×85/1,000) (8)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×81/1,000) (9)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) (10)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×67/1,000) (11)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×63/1,000) (12)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×0/1,000) (13)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×58/1,000) (14)福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×41/1,000) 注3 令和6年6月1日から算定可能 注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで算定可能													

福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×67/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×49/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×27/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×68/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×28/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×38/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 十所定単位×26/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×18/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能